

平成 26 年 10 月 21 日
子 供 未 来 局
(令和 4 年 6 月 28 日更新)

今後の保育施策の推進について

1 概要

これまで、保育施策の充実について検討を進めてきたところであるが、子ども・子育て支援新制度施行に向け、地域における今後の保育施策推進の核となる保育所（以下「地域拠点保育所」という。）を設定し、機能強化等を図る。

2 地域拠点保育所の役割

地域拠点保育所は、地域子育て支援の充実、保育の質の向上及び配慮を必要とする児童等への対応強化といった役割や、震災の経験、新制度移行をふまえ、他の保育所等と連携しながら、主に次の役割を担うこととする。

- ① 地域における配慮を必要とする児童等への対応強化
- ② 地域内の保育施設、子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携
- ③ 新設の保育所や経験の浅い経営主体が運営する保育所に対する相談・支援
- ④ 大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点

3 地域拠点保育所の設定

地域拠点保育所は、次の理由から既存の公立保育所を位置付けることとし、公立保育所の立地の現状、近隣の保育所の配置状況、小学校区内の就学前児童数等を考慮し、別表のとおり設定する。

- ① 行政機関の一つとして他の保育所や関係機関等と連携しやすい。
- ② 民間保育所では十分対応ができない児童の保育や新設保育所等に対する相談・支援等を通じ、蓄積してきた知識や経験があり、地域拠点保育所としての役割を担うノウハウを有している。
- ③ ①及び②の機能を活用することにより、地域における保育サービス等の充実や子育て支援機能向上に効果的である。

4 地域拠点保育所において強化すべき機能（令和4年6月28日追加）

上記2の役割を十分に担っていくため、地域拠点保育所においては、公立保育所として現に有している機能を基本としつつ、主に次の項目に関し、機能強化を図っていく。

（1）配慮を必要とする児童の保育

- ① 虐待等、緊急を要する児童や障害児等の受入れ
- ② 医療的ケアの必要な児童の受入れ、ケア内容の拡大

（2）地域の保護者等への支援

- ① 地域子育て支援センター（室）の事業の充実
- ② 地域子育て支援センター（室）と地域の関係機関等との連携による地域の子育て家庭への情報提供、相談対応等の充実

（3）地域の保育事業者等への支援

- ① 施設巡回及び専用電話による相談対応
- ② 所内研修の参加案内、公開保育、講習会開催、出張研修等による人材育成支援
- ③ 地域の保育施設職員等の交流支援
- ④ 育児ボランティアの養成支援、子育てサークルの活動支援、子育て支援員等の実習受入れ等、地域の多様な担い手との交流・連携

（4）地域の保育施設の防災等拠点

- ① 災害時における地域の保育施設への情報伝達、支援物資の中継
- ② 災害時における代替保育場所の調整と提供
- ③ 災害時における市民への保育に必要な物資の提供や、園庭開放、保育士の避難所訪問等による子ども達への遊びの提供等
- ④ 平時における情報伝達訓練、地域と連携した避難訓練及び不審者対応訓練

地域拠点保育所の機能強化にあたっては、今後の保育ニーズや民間保育施設の整備状況、公立保育所の建替え等の状況を踏まえ、地域拠点保育所間の役割分担、必要な人員配置、設備の整備等の検討を継続的に行っていく。

5 地域拠点保育所以外の公立保育所の建替え等（令和4年6月28日更新）

地域拠点保育所以外の公立保育所については、地域の保育需要の動向、建物の老朽化の状況、近隣の私立保育施設の整備状況等を勘案しながら、民設民営方式による建替えや定員減・廃止等を順次行っていく。

（建替え等に係る基本的な考え方）

引き続き一定の保育需要が見込まれる地域に所在する施設については、民営化を順次進める。それ以外の場合については、原則として民営化は実施せず、保育需要に応じた定員規模の適正化を図っていく。

① 民営化を実施する場合の手法について

- 施設の耐用年数が十分に残存し、かつ、当面問題なく施設の使用が可能な場合は、譲渡方式による民営化を行う。
- 施設の老朽化により移管が難しい場合は、民設民営方式による建替えを行う。

② 民営化を実施しない場合の取扱いについて

- 保育需要の減少に応じて、段階的な定員減少、廃止を進める。
- ただし、周辺に保育施設が無い地域においては、公設公営を継続する。

地域の保育需要の推移

引き続き一定の保育需要が見込まれる地域に所在する場合

左記以外の場合

建物の老朽化の状況

民営化（譲渡移管）

施設の耐用年数が十分に残存し、かつ、当面問題なく施設の使用が可能な場合は、譲渡方式により民営化を行う。

民営化（建替え）

施設の老朽化により移管が難しい場合は、民設民営方式による建替えを行う。

周辺の受け皿の状況

定員減・廃止 又は 直営継続

保育需要の減少に応じて、段階的な定員減少、廃止を進める。ただし、周辺に保育施設が無い地域においては、公設公営を継続する。

別表 地域拠点保育所一覧

1 青葉区(6)

旭ヶ丘保育所
荒巻保育所
落合保育所
国見保育所
桜ヶ丘保育所
支倉保育所

4 太白区(5)

上野山保育所
根岸保育所
人来田保育所
袋原保育所
向山保育所

2 宮城野区(4)

高砂保育所
鶴ヶ谷第二保育所
萩野町保育所
東仙台保育所

5 泉区(4)

黒松保育所
長命ヶ丘保育所
鶴が丘保育所
七北田保育所

3 若林区(3)

沖野保育所
蒲町保育所
南小泉保育所

(区別・五十音順)